

## 会 議 録

会議の名称	令和5年第1回本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和5年2月9日(木)	午後1時30分から 午後2時45分まで
開催場所	本庄市役所大会議室	
出席者	被保険者代表	古杉 茂、新井 千奈美、田中 信子、大塚 真美
	保険医又は保険薬剤師代表	荻野 隆史、矢代 享一、林 勇毅
	公益代表	広瀬 伸一、粂田 平一郎、小暮 純一、新井 次郎、 峯 昌彦
	被用者保険等 保険者代表	栗島 忠志
	市職員	丸山 仁(収納課長)
	事務局	金井 正男(保健部長)、星野 政洋(保険課長)、 中塚 千賀子(保険課国保係主査)
欠席者	五十嵐 義雄(被保険者代表)、澁谷 修一郎、本間 宏之(以上保険医 又は保険薬剤師代表)、松村 康之、加山 勤(以上被用者保険等保険者 代表)	
議 題 (次 第)	1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 議事 (1) 会長及び副会長の選任について (2) 本庄市国民健康保険条例の一部改正について (3) 令和4年度国民健康保険特別会計3月補正予算について (4) 令和5年度国民健康保険特別会計予算について 5 その他 6 閉会	
配付資料	・会議次第 ・資料1 本庄市国民健康保険条例新旧対照表 ・資料2 令和4年度国民健康保険特別会計予算総括表(3月補正案) ・資料3 令和5年度国民健康保険特別会計当初予算概要書(案) ・本庄市国民健康保険運営協議会委員名簿(当日配布)	

	・国民健康保険税の収納率の推移（12月末現在）〈当日配布〉
その他特記事項	傍聴人：無
主管課	保健部保険課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
国保係主査	1 開会 【本協議会成立の報告】 【傍聴人の有無の報告】 【配付資料の確認】
国保係主査	2 委嘱状交付 【市長から出席委員に委嘱状を交付】
市長	3 市長あいさつ 【市長あいさつ】
保険課長	【事務局職員及び出席職員の紹介】
国保係主査	4 議事 【会長選任までの間、市長が座長となる旨を説明】
市長	会長が選任されるまでの間、私が座長を努めることとなりますので、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、次第4議事の（1）会長の選任についてでございます。どなたか立候補あるいは御推薦をいただきたいと存じます。皆様、いかがでしょうか。
粂田委員	広瀬伸一委員を推薦したいと思いますがいかがでしょうか。
市長	ただ今、粂田委員から広瀬委員を会長にという御推挙がございました。1月9日までの任期におきましても、広瀬委員には会長として協議会の運営に御尽力いただいたところでございます。皆様、いかがでしょうか。 【異議なし、の声】 御異議ないということでございますので、会長については広瀬委員に決定をさせていただきたいと思っております。 では、広瀬委員に会長就任のごあいさつをお願いいたします。
会長	【会長あいさつ】
市長	ありがとうございました。 それでは、本庄市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定によりまして、広瀬会長には議長職務を行っていただきますので、席の移動をお願いいたします。 【会長移動】 それでは、議長も御就任されました。 私は、ここで公務のため退席させていただきますが、どうぞ皆様方には十分な御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 【市長退席】

保険課主査	それでは、広瀬会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	それでは、ここからは私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 続きまして、副会長の選任を行いたいと思います。 本庄市国民健康保険に関する規則第3条第2項の規定により、副会長は委員の互選により定めることとされております。どなたか立候補あるいは御推薦をいただければと思いますが、いかがでしょうか。
稗田委員	事務局の方で腹案があれば、お聞かせいただきたいと思います。
議長	ただ今、稗田委員から事務局に案があればお示しいただきたいと思いますという御意見がありましたがいかがでしょうか。
保険課長	それでは、事務局の案を御説明いたします。 副会長は、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により、会長の選任の方法に準じて公益を代表する委員のうちから選ぶこととされております。そこで、公益を代表する委員のうちから小暮純一様に副会長をお願いしたいと存じます。小暮様は平成30年1月から委員を務め、国保制度に関して豊富な知識をお持ちであり、会長の補佐役として適任であると考えましたことが理由でございます。
議長	ただいまの事務局提案につきましてお諮りいたします。皆さん、いかがでしょうか。 【異議なし、の声】 御異議なしと認め、副会長については小暮委員に決定します。 それでは、小暮委員に副会長就任のあいさつをお願いいたします。
副会長	【副会長あいさつ】
議長	ありがとうございました。 それでは、小暮副会長は席の移動をお願いいたします。 【副会長移動】 次に、議事（2）「本庄市国民健康保険条例の一部改正について」を、事務局より説明をお願いいたします。
保険課長	それでは、議事（2）について御説明申し上げます。 【資料1に基づき説明】 説明は、以上でございます。
議長	議事（2）につきまして、皆様より御質疑等がありますでしょうか。ありましたら、挙手にてお願いいたします。
稗田委員	出産育児一時金が、8万円引き上げられるということは大変良いことだと思います。そうした中で国、県、市の負担割合はどのようになるのか御説明いただけますでしょうか。

<p>保険課長</p>	<p>出産育児一時金の財源については、現在の出産育児一時金の支給基準額40万8千円、産科医療補償制度に加入している分娩機関での制度対象分娩の場合は42万円となりますが、その3分の2に相当する額は、一般会計から一般会計繰入金として国保の特別会計に繰り入れられております。この一般会計が繰り出す金額については、地方交付税措置が講じられております。</p> <p>なお、今回の引き上げ分について、国は8万円のうち、3分の2を地方交付税措置により手当てすることに加え、令和5年度は、1件あたり5千円を追加補助するとしております。</p> <p>そのため、市の負担分は、地方交付税措置により影響はございませんが、国保としては、8万円の残り3分の1から1件5千円を引いた金額が4月以降保険者の負担分として増加することになります。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかに御質疑はありませんか。</p> <p>【特になし】</p> <p>それでは、議事（2）につきましては、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。</p> <p>【なし、の声】</p> <p>御異議がありませんので、議事（2）については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議事（3）「令和4年度国民健康保険特別会計3月補正予算について」を、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>保険課長</p>	<p>それでは、議事（3）について御説明申し上げます。</p> <p>【資料2に基づき説明】</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、収納課より令和4年度の国民健康保険税の収納状況について報告をお願いいたします。</p>
<p>収納課長</p>	<p>それでは、令和4年度の現在までの国民健康保険税の収納状況について収納課より御報告いたします。</p> <p>直近1月末の数字が確定しておりませんので、令和4年12月末現在の収納率を報告させていただきます。収納率の推移をまとめました参考資料も御確認いただければと思います。</p> <p>現年度分につきましては、66.85パーセントで、前年の同時期と比較して1.03ポイントのプラス。滞納繰越分については、21.58パーセントで、前年の同時期と比較して1.81ポイントのマイナス。現年度分と滞納繰越分の合計収納率は、61.44パーセントとなり前年との比較では1.34ポイントのプラスとなっております。</p> <p>なお、滞納繰越分の収納率は、あくまで暫定の数字ではありますが、1月末時点で23.06パーセントとなっており、県からの特別交付金の交付基準として設定されている年間の目標収納率である22パーセント以上を上</p>

	<p>回ることができました。</p> <p>また、現年度分の収納率につきましても、同じく年間の目標収納率である93パーセント以上を年度末に向けて達成できるように努めてまいりますので、御理解をいただければと思います。</p> <p>収納課からは、以上でございます。</p>
議長	<p>議事(3)につきまして、説明及び報告をいただきましたが、皆様から御質疑等ございますでしょうか。</p>
稗田委員	<p>高額療養費が1,800万円位足りないので補正するということですが、これまで、年間で医療費が多くかかった方がどの程度いたのか、また、高額療養費の最高金額が分かれば教えていただきたい。</p>
保険課長	<p>高額療養費の年間の支出額の推移を説明させていただきます。令和元年度につきましては、6億7,655万2,332円の支出をしております。令和2年度は、7億1,637万1,229円の支出で、元年度と比べて、3,981万8,897円増加している状況となっております。令和3年度は、7億823万7,738円を支出しており、令和2年度と比べ、813万3,491円減少している状況でございます。</p> <p>なお、御質問の年間で医療費がかかった方の金額等につきましては、申し訳ございませんが現在そうした数字を持っておりませんので、御容赦願いたいと存じます。</p>
議長	<p>ほかに御質疑はございますか。</p>
新井次郎委員	<p>一点質問させていただきますが、歳出で、将来の財政安定のため財政調整基金積立金を945万円補正することになっております。歳入を見ますと先ほどの説明の中で繰越金等を繰り入れることによって、当初財政調整基金から1億5,700万円程度取り崩すというようなことでしたが、これを取り崩さずに済んだ決算になるろうかと思えます。そうなりますと、財政調整基金の金額は、特に減額になるわけではなく900万円位増えることになると思いますが、この財政調整基金が将来の財政安定のために、どの程度の金額が適切なのかということを事務局としてお持ちなのかお聞かせいただきたいと思えます。</p>
保険課長	<p>財政調整基金がどの程度の金額まで積立てが必要かという明確な基準はございませんが、現在、国保の広域化に伴い各保険者の財政基盤の強化を図る目的で、国の支援が強化されております。埼玉県へ納付する国保事業費納付金の上昇を抑えるため実施されている国と県の激変緩和策については、令和5年度で終了することが決まっております。また、納付金の算定に影響する保険給付費について、これまでは、総額は減少しておりましたが、令和3年度は増加となり、一人当たり医療費は、毎年増加している状況にあります。</p> <p>その他、埼玉県の納付金算定に算入する国からの追加公費や、過年度の納</p>

	<p>付金の過多、前期高齢者交付金の精算などの状況も納付金に影響いたします。令和5年度は前年比で減少となりましたが、令和3年度、4年度の納付金は前年比で大きく増加しております。</p> <p>このような、今後の納付金の上昇が見込まれるなか、納付金の財源となる保険税の税収確保ができない場合、不足分を補填する必要が生じることになります。</p> <p>また、納付金以外でも、国や県への交付金等の実績報告に基づく返還金が発生することも想定されます。</p> <p>こうした状況に対応するため、基金への積立ての必要性はございますが、どの程度必要かについては、今後、財政状況や国・県の公費の動向を注視し、適正な基金の積立額となるよう検討してまいりたいと存じます。</p>
議長	<p>ほかに御質疑はございませんか。</p> <p>【特になし】</p> <p>それでは、議事（3）につきましては、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。</p> <p>【なし、の声】</p> <p>御異議がありませんので、議事（3）については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議事（4）「令和5年度国民健康保険特別会計予算について」を、事務局より説明をお願いいたします。</p>
保険課長	<p>それでは、議事（4）について御説明申し上げます。</p> <p>【資料3に基づき説明】</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>議事（4）につきまして、皆様より御質疑等がありますでしょうか。</p>
稷田委員	<p>歳出の傷病手当金130万円の予算は、新型コロナウイルス感染症に感染したことにより労務不能となった被保険者等に対する給付金ということですが、令和4年度の予算は100万円のところ、どの程度の支給がこれまであったのでしょうか。また、令和5年度予算を130万円とした理由についてお伺いします。</p>
保険課長	<p>傷病手当金の支給状況ですが、令和3年度は、支給件数が11件で支給額は496,043円ございました。また、令和5年度の予算額は、2月3日時点の令和4年度の支給件数が22件、支給額は974,392円と増加している状況を踏まえ、増額させていただいたものでございます。</p>
稷田委員	<p>1件あたりの支給額は決まっているものなのでしょうか。それとも、申請者によって金額が変わるものなのでしょうか。</p>
保険課長	<p>支給額は、直近3か月の給与収入の合計額を就労日数で割り、その金額に</p>

	3分の2及び支給日数を掛けて算出することになるため、それぞれ違う支給額となっております。
議長	ほかに御質疑はございますか。
新井次郎委員	歳出予算を令和5年度と令和4年度で比較すると、79億8,400万円ということで若干増えている程度で、ほぼ同じという認識なのですが、国の方針で、新型コロナウイルス感染症が5月の連休明けに5類に移行することになると、国の公費負担がなくなるのではないかと思います。そういったことが予算を見る限りでは、国保の運営上直接影響がないように見えますが、そのような認識でよいかお伺いします。
保険課長	<p>政府は、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを2類から5類へ区分を引き下げるとしております。</p> <p>区分が季節性インフルエンザと同じ5類となった場合の影響を予算に見込んでいるかについてですが、今後は治療や入院といった医療費の公費負担は段階的に縮小する方向で検討がされていると聞いております。新型コロナウイルス感染症に係る医療費は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、国民健康保険や被用者保険などの公的医療保険を適用させた後の自己負担分に相当する金額が公費負担の対象になります。国保の保険者負担分は、この公費負担の対象ではないため、予算額として見込んでいる部分はありません。</p> <p>また、今後公費負担が縮小になり、治療費の自己負担が生じることになった場合、感染された方の受診行動への影響も懸念されておりますが、その部分の保険給付費への影響についても予算に見込んでいる部分はありません。</p>
議長	<p>ほかに御質疑はございませんか。</p> <p>【特になし】</p> <p>それでは、議事（4）につきましては、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。</p> <p>【なし、の声】</p> <p>御異議がありませんので、議事（4）については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>それでは、本日の議事がすべて終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。</p> <p>議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。</p>
保険課主査	<p>議長におかれましては、議事進行ありがとうございました。</p> <p>5 その他</p> <p>【事務局からの連絡（4点）】</p>



<p>保険課長</p>	<p>まずは、お手元に配付しました緑の封筒の中の資料を御覧ください。</p> <p>1点目は、国民健康保険に係る税制改正についてでございます。</p> <p>お手元の「国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」とある資料を御覧ください。こちらは、厚生労働省関係の令和5年度税制改正資料から抜粋したものでございます。</p> <p>国は、令和5年度、現在102万円の保険税の課税限度額を104万円へと引き上げる方針を示し、今年度内に政令が改正される予定となっております。</p> <p>改正内容は、保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税の軽減判定所得の見直しでございます。</p> <p>まず、保険税の課税限度額の見直しですが、保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円に引き上げるものでございます。この改正により、今回据え置かれた基礎課税額、いわゆる医療分65万円と介護納付金課税額17万円を合わせた課税限度額の総額が104万円となります。</p> <p>次に、低所得者に係る保険税の軽減判定所得の見直しですが、保険税の均等割額と平等割額について世帯所得の区分に応じた7割、5割、2割軽減の判定所得の算定に用いる金額を5割軽減については、28万5千円から29万円に、2割軽減については、52万円から53万5千円にそれぞれ引き上げて軽減の拡充を図るものでございます。</p> <p>今後の対応としましては、この政令の改正に伴い、本庄市国民健康保険税条例を改正する必要があります。改正される政令の施行日は、過去の引き上げと同様に4月1日となることを見込まれるため、前回と同様に、専決処分での改正を予定しております。詳細につきましては、次回の運営協議会で御説明させていただきます。</p> <p>2点目は、新型コロナウイルス感染症関連の保険税の減免及び傷病手当金の支給についてでございます。</p> <p>こちらは、前回の会議でも御説明申し上げましたが、昨年度に引き続き、国の財政支援の対象と同様の基準により実施しているものでございます。</p> <p>まず、保険税の減免ですが、新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った世帯、又は新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入等の減少が見込まれ、見込まれる減少額が前年と比べ30パーセント以上となるなどの一定の要件に該当する世帯の国民健康保険税を減免するものでございます。</p> <p>今年度の申請件数ですが、2月3日時点で、13件となっております。前回御報告の件数と変更はございません。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の対象とはなりません。新型コロナウイルス感染症の影響により解雇や雇止めなど会社側の都合により離職した方などで、雇用保険の失業給付を受けている場合</p>
-------------	---

	<p>に、申告により該当者の前年の給与所得を30パーセントに減額して保険税の計算を行う「非自発的失業者に係る軽減制度」の今年度の申請件数が、2月3日時点で、87件となっております。前回御報告の件数から22件増加しております。</p> <p>次に、傷病手当金の支給ですが、給与等の支払いを受けている国保の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は発熱などで感染が疑われ勤務することができなかつた場合、傷病手当金を支給するものでございます。</p> <p>今年度の申請件数ですが、2月3日時点で、23件となっております。前回御報告の件数から6件増加しております。</p> <p>3点目は、はにぼんチャレンジの賞品交換についてでございます。</p> <p>お手元の「はにぼんチャレンジ2022賞品カタログ」を御覧ください。この1年間に健康づくり活動を行って集めたポイントを賞品引換券と交換することができ、各窓口において3月22日まで実施しております。</p> <p>昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりポイント対象事業の一部が中止となったことなどを考慮して、交換ポイント数を見直し、2枚と交換ができるポイント数を200から180としましたが、今年度はイベント等も開催されておりますので、4月に全戸配布しました「はにぼんチャレンジリーフレット」の記載どおり、100ポイントで1枚、200ポイントで2枚と交換できることとしております。</p> <p>4点目は、各種冊子の配付についてでございます。国保連合会が発行した広報誌「埼玉の国保」323号から325号並びに「令和4年度版 見てなっとく！さいたまの国保」、国保中央会が作成した「国保のすがた」を配付いたしました。御一読いただき、国保事業への理解をさらに深めていただきたいと思います。</p> <p>事務局からの連絡事項は、以上でございます。</p>
<p>国保係主査</p>	<p>ほかに委員の皆様から御質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>【特になし】</p> <p>ほかにないようですので、これで次第5その他を終了いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>6 閉会</p> <p>【閉会あいさつ】</p>

令和 5 年 3 月 24 日

会議録署名

会長

広瀬 伸一